

茨城の教育

2026年8月21日
第1202号
茨城県高等学校教職員組合

多文化共生と民主的な教科書採択を考える

民主教育をすすめる茨城県民会議が第34回総会を開催

民主教育をすすめる茨城県民会議は7月26日、茨城県立青少年会館で第34回総会を開催しました。総会に先立ち、石下紫峰高校の礒山馨さんによる講演と、県内の教科書採択問題をめぐる交流が行われました。

■石下紫峰高校が進める多文化共生

講演「多文化共生を育む学校づくりー石下紫峰高校からの報告」では、外国籍等の生徒が全校生徒の約3割を占める同校の実践が紹介されました。茨城県内の在留外国人数が10万人を超えるなか、同校には19の国籍・地域にルーツを持つ生徒が学んでいます。日本語の習得状況には大きな差があり、ひらがなやカタカナから学び始める生徒もいる一方、日本語を十分に使いこなす生徒もいます。

学校では、習熟度別の日本語指導、「やさ

しい日本語」を用いた授業、歴史総合などの取り出し授業、定期考査へのルビ付け、放課後や夏休みの補習などを実施しています。筑波大学やNP0、日本語講師、母語支援員とも連携し、保護者面談での通訳や進路支援、在留資格に関する相談にも取り組んでいます。また、多文化共生ルームや祈りの場所を整備し、民族衣装や食文化を通じた交流、地域行事での通訳ボランティアなど、生徒を「支援される側」にとどめず、地域で力を発揮する存在として位置づけていることが報告されました。礒山さんは、自然に任せるだけでは生徒同士の交流は深まらないとして、「交わることのできる仕組みを学校が意識的につくることが重要」と述べました。

■常陸大宮市の教科書採択問題を交流

続く教科書採択問題交流会では、常陸大宮

市が従来の共同採択地区から離脱し、市単独で中学校の歴史・公民教科書に自由社版を採択した経過が報告されました。採択の決定過程が非公開で、市民や学校現場に十分な説明がないまま進められたことや、市長、教育長、教育委員の意向が強く反映された疑いが指摘されました。また、自由社版教科書には記述の不足や偏りがあり、県立高校入試で他の教科書を使用する生徒と比べて不利益を受ける可能性も示されました。参加者からは、採択日程や議事録、採択理由をホームページで公開させること、共同採択を守ること、県内各地で情報を共有し、市民運動を広げることの重要性が語られました。

■2026年度方針と役員を確認

総会では、2025年度の活動・決算報告と2026年度方針・予算を承認しました。学力検査や入学者選抜の改善、少人数学級、多文化共生、公正で民主的な教科書採択、憲法と平和を守る教育運動を進めます。県立中学校等の入試混乱をめぐっては、県教育行政の責任を問い、柳橋常喜県教育長の罷免を求めた取り組みも報告されました。役員改選では、新たに茨城高教組の蓮田斉執行委員長が代表委員に選出されました。

辺野古での事故を利用した教育介入を許さない

～子どもたちと平和を語ろう～ タウンミーティングを開催

7月3日、京都教育文化センターで「辺野古での事故を利用した教育介入を許さない！子どもたちと平和を語ろう」をテーマにタウンミーティングが開催され、会場 39 人、オンライン 62 人、計 101 人が参加しました。

今回の集会は、同志社国際高校の研修旅行中に沖縄・辺野古で発生した船舶転覆事故を受け、文部科学省が同校の平和学習について「教育基本法第 14 条に反する」との見解を示したことを契機に企画されたものです。

参加者は、事故の再発防止と教育内容への行政介入を切り分けて考える重要性について学びました。

■ 教育行政は教育内容に介入すべきではない

講演では、日本教育法学会会長の丹羽徹氏が、教育基本法や憲法の理念を踏まえながら、教育行政の役割について解説されました。

教育は『不当な支配』に服することなく行われるべきであり、教育行政は教育内容ではなく教育条件の整備を担うべきであることが強調

されました。また、教育基本法第 14 条は政治的教養を尊重することを定めており、平和学習や主権者教育そのものを否定する規定ではないことが説明されました。

■ 教育の自由を守ることの重要性を共有

京都教育センター声明や日本教育法学会会長声明も紹介され、文部科学省には個別学校の教育内容を違法と認定する権限はなく、今回の対応は教育への『不当な支配』にあたるとの考えが示されました。

■ 現場から率直な意見交換

交流では、自衛隊募集ポスターの掲示や、修学旅行の安全確保、旅行先の決定方法など、現場の経験をもとに意見交換が行われました。

また、文部科学省による違法認定の撤回を

求める声や、行政の指導と法的拘束力の関係などについても活発な議論が行われました。

■ 平和教育を萎縮させないために

参加者は、安全対策の徹底と教育内容への介入は別問題であり、子どもたちが平和や民主主義について主体的に学ぶ教育環境を守ることが重要であることを確認しました。

今後も教育の自由と子どもたちの学ぶ権利を守る取り組みを進めていくことを共有して閉会しました。

県立学校の教育条件等の 改善に関する交渉

期 日 令和8年9月4日(金)

時 間 午前 10:00～打合せ

(県庁 11F 喫茶フロア)

交渉 10:30～12:00

(県庁 11F 共用 1103)

発 行
茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町 1 - 9 3

TEL 029-305-3075
FAX 029-305-3317
mail:iba-kou@ihsfu.net

あなたも組合へ
 <https://ihsfu.net>